

令和 2 年 6 月 26 日現在

機関番号：32704

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K00468

研究課題名(和文) ソーシャルメディアにおける死者のデータとプライバシーの再検討

研究課題名(英文) Postmortem privacy and data on Social Media

研究代表者

折田 明子(Orita, Akiko)

関東学院大学・人間共生学部・准教授

研究者番号：20338239

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：ソーシャルメディア利用者の死後、データとプライバシーはどのように扱われるのかについて、サービスの現状、現行の法制度、利用者意識の調査を行った。まず、一部のサービスを除き、利用者の死後そのアカウントの存在が家族や相続人に伝えられ、手続きがなされる必要があった。法制度については、死者に権利については一般に否定的な英米法系と、一定の範囲で権利性を認める大陸法系で異なっていた。また、パブリシティ権の枠組みを活用する動きも見られた。利用者意識については、大学生を対象とした調査と、日本・米国・フランス3カ国の20-70代を対象とした調査を行い、置かれた立場や利用状況による意向の違いを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

利用者の死亡後のアカウントやデータの扱いは現実的な問題でありながら、多くの利用規約では定められず、また法制度上も明確な規定はないことが明らかになった。また、利用者の意識調査の結果、自分が故人となった場合と遺族となった場合では意向が異なることや、年代や利用状況による違いも見えてきた。これらの成果は、今後現実的に必要とされる利用規約やガイドラインの構築において貢献できると考える。

研究成果の概要(英文)：We conducted a survey of the current state of the service, the current legal system and user attitudes. First, we examined some services to find that the existence of the account must be informed to after the user's death to follow procedures. As for the legal system, while the Anglo-American legal system is generally negative about the rights of the dead, the continental legal system allowed the rightfulness of the deceased to the certain extent. There is also a movement to make use of the publicity rights framework. Regarding to user attitudes, the survey was conducted among university students in Japan and among people in Japan, the United States, and three countries in France. Results showed differences in intentions depending on their position and usage conditions were identified.

研究分野：情報社会学

キーワード：プライバシー 死 個人情報保護 デジタル資産 アイデンティティ ソーシャルメディア

1. 研究開始当初の背景

他者と相互につながり合い、情報を共有するソーシャルメディアの利用は幅広い年代において年々増加しており、日本では20代から30代では約7割、60歳以上でも約2割がソーシャルメディアを利用していた(平成27年情報通信白書)。ソーシャルメディアの利用が一般化するに伴い、利用者の個人情報やプライバシーの保護は日本の改正個人情報保護法やEU一般データ保護規則(GDPR)において取り扱われているものの、死亡した利用者のデータの扱いに関しては、いずれの国・地域の法制度においても、生存者の個人情報の一部として保護されるにとどまっていた。

利用者が死亡した際に残されたソーシャルメディア上のデータは、追悼や記録のために用いられ、故人の中傷に用いられることがある。特に後者に関しては、事件の被害者に関する情報が各種ソーシャルメディアから集められることも見られている。生前であれば本人が情報開示を拒否することができるが、死後は遺族が代わりに対処しなければならない。

ソーシャルメディアのサービスによっては、利用者本人の意思で、死亡時のデータの扱い方を選ぶことも可能ではあるが、やはり遺族の対応が必要となる。また、全てのサービスにおいて対応がなされている訳ではなく、多くのサービスでは死後の扱いについて定められていない。このように、ソーシャルメディアサービスが普及したにもかかわらず、利用者が死亡した際のデータの扱い方については検討が抜け落ちていた状況にあった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、ソーシャルメディア利用における死者のプライバシーをどのように扱うべきか、どのようなサービス設計が望ましいかを、当事者の意向、法制度、歴史的資料としての意味という観点から考察し、その要件を検討することである。

3. 研究の方法

調査については、以下の3項目について実施する。

- (1) 現行のサービスに関する調査
- (2) 法制度に関する調査
- (3) サービス利用者の意識に関する調査

社会に対する提言としては、論文発表に加えてメディアでの発信を行う。

4. 研究成果

(1) 故人の個人情報保護に関する法制度の検討

死者の権利に関して既存の法制度を調査した結果、英米法系と大陸法系とで異なっていることがわかった。前者では死者の権利については一般に否定的であるが、大陸法系においては死後も一定の範囲で権利性を認める傾向にあった。また、EU一般データ保護規則(GDPR)では、各加盟国が独自に死者の個人情報の取扱について規制することを妨げないこととなっていた。米国ではアカウントやデータを「デジタル資産」として一体的に法的に保護しようとする動きが比較的早くからあり、パブリシティの権利等の枠組みを活用して当該本人の死亡後も法的に保護しようとする動きもみられた。

これらを踏まえ、今後の法制度の枠組みを次の3つに整理することができた。内容は国内学会で発表を行った。

1. 生存する相続人や親族に決定を委ねる 2. データ保護法制ならびにプライバシー保護法制を死者にも拡大する 3. 財産権的な保護への転換を図る

(2) 死亡時の本人確認とプライバシーの両立について

主なSNSサービスの利用規約や設定を調査したところ、利用者の死亡時のアカウントの扱いを規定しているサービスの多くは、利用者死亡時に故人本人あるいは親族の身分証明を必要としている。そのため、仮名での利用や法律上の氏名・性別を開示せずにサービスを利用している場合は、本人の確認ができない可能性が高い。婚姻やその他のライフイベントで改姓し、法律上の名前と日常生活の名前が違う場合、例えばFacebookでは両者の併記を求めているが、実際の利用者は一方の名前のみを記載している。この状況を精査したところ、現実の人間関係や社会的文脈によって、本人が認識する「本名」は異なり、さらにサービス利用時にもそれらを使い分けていることが明らかになった。このことは、現状のサービスが行っている確認の方法だけでは利用者の死亡の確認は難しいことを示唆しており、死亡時の本人確認と、生前の本人のプライバシー設定の尊重を両立させる設計の必要性が見えてきた。これらの結果は、国内外での学会発表を行い、和文論文誌に掲載された。

(3) 史料としての価値

日本および欧州での戦時中や災害時といった大規模な災禍に関する展示や資料集、文献等を元に、個人的な日記や手紙、写真の史料としての扱いについて調査した。個人的なモノの展示や公開に当たっては、死後数十年という期間を設定したり、遺族が遺品の提供の際の選別に携わったりするなど、現存する人たちとの関わりやプライバシーの配慮がなされていた。その結果、当時の時代の具体的な状況を知る上で、これらの史料を用いることができているとも言える。

これらの知見をデジタルデータや SNS のデータに援用するのであれば、一定期間のアーカイブ化とそれ以降の開示といった方法をとることにより、データを削除する以外の選択肢も提供できると考えられる。紙や写真といった個人的な遺品が、現在はデータ形で残っている以上、一律に削除することによってこの時代の史料が失われる可能性についても、検討すべきであろう。これらの結果は、国内での学会発表において報告した。

(4) 利用者の意識調査

大学生（若年層）を対象とした調査

日本国内で大学生を対象に、史料や報道における故人の扱いについての意識と、身内や友人の死や自身の死において残すもの・残さないものについての意識について、オンライン調査を実施した。まず、史料としての偉人の遺品に対しては、史料としての価値を認める傾向があり、史料としての日記は「研究者に限定して開示」(26.7%)「公開すべき」(20.0%)と続き、処分すべきという意見は 1.7%に留まった。一方で、現在の報道における故人の扱いについては、事件や事故の悲惨さを感じられる一方で故人の個人情報やプライバシーに対する懸念があった。

死後に残すものについては、自分が死ぬ場合と家族や友人が死ぬ場合では対照的な結果となった(図1、図2)。

このことから、残されたデータの扱いを判断するための根拠やルールが必要が示唆された。生存する相続人や親族に決定を委ねるのであれば遺族の意思通り「残す」可能性が高くなるものの、それが故人の生前の意思と一致するとは限らない。また、プライバシー保護法制の適用対象を死者にも拡大するのであれば、生前に示された意思やサービスにおける設定に沿ってデータを「削除する」可能性が高くなる可能性もある。

死後のデータの扱いについて誰の意向を最も優先すべきなのか。特にオンラインで生存する「友達」との関係性が保たれたままとなる SNS では、相続というスキームで扱うべきか否かも考える必要があることが見えた。なお、本調査の結果は国内学会で発表し、和文の論文誌に掲載された。

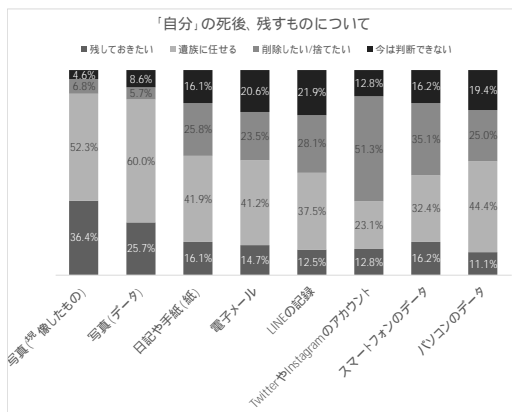


図1 自分の死後の意向

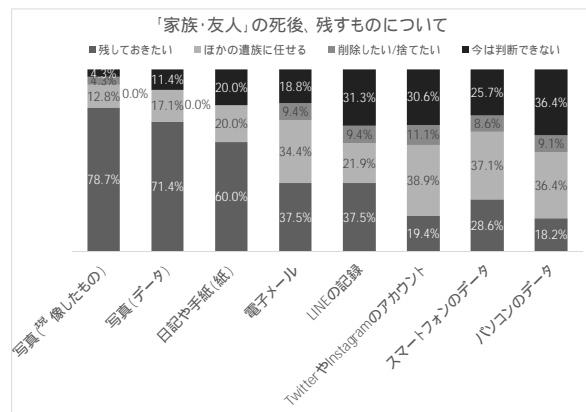


図2 家族・友人の死後の意向

3カ国(日本・米国・フランス)の比較調査

日本と米国、フランスの3カ国において、SNSデータの扱いについてオンライン調査を実施した。日本との比較対象として、主なSNSサービスを提供する企業が多く存在する米国、そして死後のデータプライバシーの権利を認める方向であるフランスを制定した。

その結果、日本は自分のデータを削除する傾向、米国では特に追悼モードで残す傾向、いずれの国においても高齢者ほど削除の意向が高いといった有意な違いが見られた。利用目的との関連では、ネット上だけの付き合いか実生活上の付き合いかによって、そのまま残す・削除する意向の違いが見られた。また、報道におけるSNSの利用に関しては、一定数はその意味(事件の悲惨さが分かる、など)を認めつつも、故人のプライバシーや尊厳への懸念がそれらを上回る傾向にあった。なお、本調査の結果は、国内および国外の学会で発表した。

(5) まとめと課題

本研究では、法制度の調査、現状の課題および利用者の意識を調査することにより、ソーシャルメディア利用における死者のプライバシーの扱いについて検討した。データを残すことが、追

悼や歴史における史料としての価値を持つ一方で、生前のアイデンティティの使い分けの意思や、データが持つ財産性を検討しつつ、誰の意思をどの時点で表明し、さらに死後誰がどのようにその意向を実行するのかといったように、複数の時点における意思決定と判断、そして行動を設計する必要が見えてきた。

i 科研費・若手 B「ソーシャルメディア利用における「実名」とアイデンティティの再定義」(24700250)の成果の一部でもある

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 Akiko ORITA	4. 巻 -
2. 論文標題 What is your "formal" name?	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Proceedings of the 4th Conference on Gender & IT	6. 最初と最後の頁 161-163
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1145/3196839.3196865	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 折田明子	4. 巻 12(1)
2. 論文標題 オンライン・オフラインにおける名乗りと「本名」-戸籍姓・生来の姓・家族の姓	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 情報社会学会誌	6. 最初と最後の頁 63-72
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 折田 明子, 湯淺 壘道	4. 巻 61巻4号
2. 論文標題 死後のデータを残すか消すか?: 追悼とプライバシーに関する一考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 情報処理学会論文誌	6. 最初と最後の頁 1023-1029
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.20729/00204253	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計13件（うち招待講演 2件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 湯淺 壘道、折田明子
2. 発表標題 GDPR（一般データ保護規則）と死者の個人情報
3. 学会等名 情報処理学会第80回 電子化知的財産・社会基盤研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 折田明子、湯淺 壘道
2. 発表標題 死後のデータを残すか消すか? :追悼とプライバシーに関する一考察
3. 学会等名 情報処理学会第81回 電子化知的財産・社会基盤研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Akiko ORITA
2. 発表標題 Victim's Social Media on Television: Examining the privacy of the deceased
3. 学会等名 14th International Conference on the Social Context of Death, Dying and Disposal
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Akiko Orita
2. 発表標題 What Real Name Do You Use Online? : Situational Use of Maiden and Legal Name in Japan
3. 学会等名 5th International Conference on Research and Innovation in Information Systems (ICRIIS 2017) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 折田明子
2. 発表標題 ネットサービス利用時の実名と旧姓使用
3. 学会等名 経営情報学会2017年春季全国研究発表大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 折田明子
2. 発表標題 ソーシャルメディア利用における旧姓の名乗り分け
3. 学会等名 情報処理学会EIP75
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 湯淺壘道
2. 発表標題 改正個人情報保護法における社会的身分の意義
3. 学会等名 情報処理学会 電子化知的財産・社会基盤研究会(EIP)第76回研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 湯淺壘道
2. 発表標題 セキュリティ侵害通知義務についてのEU及び米国の動き
3. 学会等名 デジタルフォレンジック研究会法務監査分科会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 湯淺壘道
2. 発表標題 個人情報保護法改正と専門図書館
3. 学会等名 専門図書館協議会平成28年度全国集会（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 湯淺壘道
2. 発表標題 情報化社会における企業の社会的責任と個人情報保護・プライバシー保護
3. 学会等名 日本経営会計学会第17回全国大会基調講演（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 西郡裕子・湯淺壘道
2. 発表標題 個人情報保護条例の分析
3. 学会等名 コンピュータセキュリティシンポジウム 2016
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 折田明子、湯淺 壘道
2. 発表標題 ソーシャルメディアの日常利用とその死後の扱いについて:日米仏比較調査より
3. 学会等名 情報処理学会第180回DPS・第85回EIP合同研究発表会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 折田明子
2. 発表標題 ゆりかごから墓場までのプライバシー～3つの課題
3. 学会等名 第4回 公共貨幣フォーラムシンポジウム
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

2018年8月28日放送・NHK クローズアップ現代+「消えたデータがよみがえる!? “デジタルフォレンジック”の光と影」にて研究成果の一部を紹介した。

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	湯浅 壘道 (Yuasa Harumichi) (60389400)	情報セキュリティ大学院大学・その他の研究科・教授 (32721)	